缶・ボトル飲料	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400㎜以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E＝0.482Va＋350
		電子マネー対応装置のあるもの	E＝0.482Va＋500
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E＝0.948V＋373
		ホットアンドコールド機（庫内が２室のもの）	E＝0.306Vb＋954
		ホットアンドコールド機（庫内が３室のもの）	E＝0.630Vb＋1474
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E＝0.477V＋750
		ホットアンドコールド機	E＝0.401Vb＋1261
カップ式飲料	—		E＝1020［T≦1500］ E＝0.293T＋580［T＞1500］

備考）１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　E、V、Va、Vb及びTは、次の数値を表すものとする。

E　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

V　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）

Va　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

Vb　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

T　：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目　　的	評価項目	評　　価　　基　　準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

⑵　目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

告示

公　告

聖マリア病院ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成23年２月25日

大阪航空局長　片平　和夫

１　事案の内容　平成23年国土交通省告示第187号に係る聖マリア病院ヘリポートの設置について

２　日時　平成23年３月25日14時30分

３　場所　久留米市金丸校区コミュニティセンター（大ホール）　福岡県久留米市原古賀町28番２号

４　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成23年３月11日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

６　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時から久留米市金丸校区コミュニティセンター（大ホール）で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。